

「まちの保健室」災害発生時対応マニュアル

1. 災害とは

自然災害（地震、風水害等）と人為災害（大規模火災、列車事故、テロ等）、広範囲にわたる重症感染症を含む。

2. 災害発生時の対応

災害発生時は、その災害の規模、場所等に応じて、コーディネーターに相談の上、必要であれば支部代表者の判断を仰ぎ、活動の中止、中断、縮小等の有無を決定する。ただし、急な悪天候等により、活動の参加者等の安全性が脅かされると判断される場合には、現場の「まちの保健室」ボランティアの判断により、活動を中止できる。

活動中止の判断については、兵庫県看護協会の気象警報発令時の中止等の措置に準ずる。

兵庫県内および各支部・「まちの保健室」開催場所周辺では、災害が未発生の場合でも、その種類や規模等により、支部代表者の判断に基づき活動の中止、中断、縮小等の有無を決定する。

活動を中止した場合の対応として、「まちの保健室」は不特定の者が利用するという特性から、可能な限り担当ボランティアが安全に留意した上で、現場に出向き待機する方が好ましい。

次の場合は、研修・委員会・イベント等を中止または延期します

- ・開催場所に台風・大雨により、暴風警報と大雨警報の両方が発令された場合、または、大雨警報に土砂災害警戒情報や警戒レベル3：高齢者避難・レベル4：避難指示・レベル5：緊急安全確保、特別警報等が出された場合
- ・開催場所に震度5弱以上の地震が発生し、公共交通機関の運行停止、道路の通行止めが出ている場合

【気象庁と市町の発表をご覧ください】

気象警報が午前6時現在発令中または、午前9時までに発令された場合	午前半日および1日以上の場合は中止（または延期）
気象警報が午前10時現在発令中	午後半日の場合は中止（または延期）

3. 新型インフルエンザ発生時の対応

新型インフルエンザ発生時の対応については、「新型インフルエンザ発生時の対応（まちの保健室抜粋）」（別紙資料7）に基づく。

4. 活動中止時の報告

現場の判断において中止を決定した場合には、速やかに支部の連絡手順に従い支部代表者へその旨を報告する。

5. その他

その他、兵庫県看護協会長が必要と判断する場合には、活動の中止、中断、縮小等を行うとする。